(趣旨)

第1条 この要綱は、平成19年2月23日障発第0223001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者就労訓練設備等整備事業実施要綱」(以下「国要綱」という。)による国庫補助の内示通知があった設備整備等事業およびグループホーム等改修事業に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

- 第2条 この要綱による補助金の交付対象は、国要綱により国庫補助の 内示があった社会福祉法人、特定非営利活動法人または医療法人が行 う次の各号のいずれかに該当する事業とする。
 - (1) 設備整備等事業

既存の施設が障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを行う 施設に移行するために必要な設備整備等を行う事業

(2) グループホーム等改修事業

賃貸物件を活用して障害者自立支援法に基づく共同生活援助および共同生活介護(以下「グループホーム等」という。)を行う際に必要な改修工事を行う事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、施設ごとに次の表の第1欄に定める補助基準額 と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額 と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少 ない方の額を選定し、当該選定した額に1,000円未満の端数が生 じた場合はこれを切り捨てた額とする。

1 補助基準額	2 補助対象経費
国要綱により	(1) 設備整備等事業
内示通知された	前条第1項第1号に規定する事業に必要な
国補助所要額	備品購入費,工事費または工事請負費
	(2) グループホーム等改修事業
	前条第1項第2号に規定する事業に必要な
	工事費または工事請負費

(補助金の交付申請)

- 第4条 補助金の交付申請は、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。
 - (1) 助成申請書(別記第1号様式)
 - (2) 理由書
 - (3) 事業計画書 (別記第2号様式)
 - ア 施設の配置図, 平面図(増築部分については, 既存建物との関係を図面上で明示すること。設備整備箇所を明示すること。)
 - イ 設備整備前の現況写真
 - ウ 設備のパンフレット等
 - エ 見積書の写し
 - (4) 事業予算書(別記第3号様式)
 - (5) 補助金交付申請額算出調書(別記第4号様式)
 - (6) 直近の年度の決算書, 財産目録, 貸借対照表, 収支計算書
 - (7) 定款, 寄付行為等
 - (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定等)

第5条 補助金の交付を決定したときに交付する指令書は、別記第5号 様式によるものとする。

(指令の請書)

第6条 前条の指令を受けた申請者は、遅滞なく別記第6号様式により 請書を提出するものとする。

(施設設備の手続き)

第7条 工事を行う補助事業者は、工事に着手したときは、事業開始届 (別記様式第7号様式)を、当該工事が完成したときは、事業完成届 (別記様式第8号様式)をそれぞれ速やかに市長に提出しなければな らない。

(実績報告)

- 第8条 補助事業が完了した際に行う実績報告は、次に掲げる書類を提出して行わなければならない。
 - (1) 障害者就労訓練設備等整備事業費補助事業実績報告書(別記第9 号様式)
 - (2) 事業実績報告書(別記第10号様式)
 - ア 見積合わせ執行結果報告書(別記第11号様式)および見積書 の写し

- イ 契約書の写し
- ウ 納品書の写し(備品購入費のみ)
- エ 検査書の写し (別記第12号様式, 備品購入費のみ)
- オ 施設の配置図、平面図(設備整備箇所を明示すること。)
- カ設備整備後の写真
- (3) 事業精算書(別記第13号様式)
- (4) 精算額算出內訳書(別記第14号様式)
- (5) 補助金受入先の銀行口座名義等申出書(別記第15号様式)
- (6) 補助金の受領等を委任する場合は、委任状 (別記第16号様式)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 補助金の額の確定の通知は、別記第17号様式によりするものとする。

(その他)

第10条 社会福祉法人の助成に関する条例(昭和43年函館市条例第5号),社会福祉法人の助成に関する条例施行規則(昭和43年函館市規則第17号),函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)およびこの要綱に定めるもののほか,補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年11月2日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年3月12日から施行する。